

第6回地域自治協議会理事会

日 程：10月20日（日）10：00～2時間の予定 会 場：東町会館2階集会室

議案

1. 前回会議記録等の確認 5分
 - ・第5回理事会議事録
2. 2014夏祭り検討委員会 25分
 - (1) 2014夏祭り開催に向けて
3. 部会・委員会の活動報告 50分
 - (1) 広報部会
 - (2) まちづくり計画策定部会
 - (3) 防災部会
 - (4) 環境整備運営委員会
 - (5) 東町交流室運営委員会
 - (6) 東町会館運営委員会
 - (7) 2014新春交歓会実行委員会
4. 自治会・団体間の連絡と相談 20分
5. その他連絡事項 10分
 - 1) 東町諸団体の年間行事予定（2013年10月～2014年5月行事予定）
 - 2) 豊中市からの「助成金交付決定通知書」受領報告
 - 3) キャンドルロード2013への自主参加の要請
 - 4) 次月理事会開催日程

第7回理事会 11月17日（日）10：00～12：00 東町会館2階集会室

以上

理事会出席者へのお願い

1. 理事自身をご出席頂けない場合は、必ず代理者の出席をお願い致します。
2. 理事各位は自治会・諸団体を代表する立場で理事会等に出席頂きます。この理事会での議論の内容を貴団体内関係者に周知頂くとともに、次回理事会議案の内、関わりのある案件については、貴団体内で話し合いの上ご出席ください。
3. 理事会等の会議は情報公開を基本としております。東町に関係のある人であれば、理事以外のどなたでも理事会等にオブザーバーとして出席頂くことができます。貴団体内で協議会活動に関心のある方に出席をお奨めください。
4. 理事会等で議論した内容は、奇数月発行の広報紙「ひがしおか」及び協議会専用ホームページ（higashimachi.jimdo.com）に掲載しますので、利用をお奨めください。

第5回新千里東町地域自治協議会理事会議事録

1. 日時 2013年9月15日(日) 10:00~12:05

2. 場所 新千里東町会館2階

3. 出席者

*役員：小川会長、濱中副会長、河野・清水千両会計 (欠席役員：赤井)

*理事：理事総数20名中、出席者16名(上記役員4名と代理出席者を含む)

伊藤・和田圭・桑原・小笠・曾田(以上自治会)、寺村・山地・高野・和田園・清水博
(以上諸団体)、富永(村方理事代理)・福岡(横山理事代理)
(欠席理事：山中・横山・下野・十河)

*監事：上田・大路

*事務局：武藤・柳原・玉富・河村・倉垣・山田

*オブザーバー：山本瑞・藤田・林(以上豊中市)

*傍聴者：伊藤・国澤・上田・西田

4. 議事

(1) 協議会役員・理事等の異動

・配布資料にもとづき説明があり、理事・部会長・委員長の交替・新任につき承認された。

(2) 前回会議記録等の確認

・第4回理事会議事録について説明があり承認された。

(3) 東町交流室の準備

- ・9月9日(月)から改装工事を始め、9月20日(金)に終了の予定。什器備品等は27日(金)を予定している、可能な方には運搬等の作業を手伝って頂きたい旨説明があった。
- ・東町交流室運営要領について配布資料に基づき骨格を説明した。この後、運営委員会において細部を詰め成案願うこととしている。
- ・この拠点の名前は当面「東町交流室」とするが、住民の皆さんに一層親しんでもらうため、別途公募したい。
- ・スタッフの募集について、配布資料の通り説明があった後、次の意見が出された。
*スタッフの業務の種類毎(事務業務の人と専ら清掃業務をする人)に募集を分けるべき。
*清掃は東町会館全体を範囲としてスケジューリングし、きちんと実施する必要がある。

(5) 部会・委員会の活動報告と審議

1) 広報部会

・ホームページを更新するため、この理事会資料のデータなどを出来るだけ早く広報部会に送付願いたい旨、要請があった。

2) まちづくり計画策定部会

・配布資料に基づき、第5回まちづくり計画策定部会の内容が説明された。

*5の(2)項について、都市機構管理棟以下を次の通り修正することとなった。

“都市機構管理棟の高層化に伴い子育てや高齢者支援のサービス機能を設ける計画があると聞いている。27号棟の建替えに関する自治会への説明会はまだない。高齢者介護施設の誘致については、自治会の了解の後、話し合いが始まる。”

3) 防災部会

- ・防災部会は8月実施していない。9月22日（日）開催するので、本日案内状を用意したので、関係者に配布をお願いする旨説明があった。

4) 夏祭り実行委員会

- ・夏祭りを天候不良の中、開催し、ご苦勞をおかけしながらも多数の参加があり、成功だったと考えている。関係者の協力に感謝する。
- ・2014年夏祭り計画について熱の冷めない内に検討を始める必要があると考え、17日（火）19:00～検討委員会を開催するので、理事各位の出席をお願いする。

5) 環境整備運営委員会

- ・配布資料8～9ページに運営委員会の場でも出された意見を記載してある。これを見て頂きながら、別に配布した答申書により運営委員会の出した結論を聞いて頂きたい。
- ・各議案について審議の前に、前回理事会で、各自治会系理事に8月度環境整備議案書の内容について自治会内の意見を集約し本理事会にて報告願うこととしていた。自治会系理事より順次報告願った。いずれの自治会においても、説明内容の通り進めることに賛成の意見であった。
- ・議案1について、裁決したところ賛成多数により承認された。
- ・議案2について、裁決したところ賛成多数により承認された。
- ・議案3については、豊中市から、フェンスの設置位置、高さ、植栽の伐採、他のもへの変更の要否など東町の要望を提示するよう求められており、提案内容に関して具体案を示すよう再検討することとなった。
- ・議案4について、裁決したところ賛成多数により承認された。
- ・以上の結果を早急に豊中市に申し入れることとなった。

(6) 自治会・団体間の連絡と相談

- ・配布資料により説明があった。
- ・福祉委員会担当理事より、敬老の集いに多数参加頂き、また、各自治会からの多くの運営委員に協力頂いたことに謝辞が述べられた。
- ・芝生化委員会担当理事より、9月28日東丘小運動会の前の22日（日）アダプト清掃の日にグラウンドの芝刈りを行うので協力願いたい旨説明があった。

(7) 連絡事項

- 1) 東町諸団体の年間行事予定について（2013年8月～2014年3月行事予定）
 - ・アダプト清掃活動を記載するよう要望があった。
 - ・3月9日（日）の府道一斉清掃活動を記載するよう要望があった。
- 2) 府道大阪中央環状線の一斉清掃について、配布資料により参加要請があった。
- 3) 北大阪急行延伸に係る地盤調査の実施について、配布資料により説明があった。
- 4) 2013年共同募金活動への協力について説明の後、各自治会において募金活動で集まった現金等を12月度理事会当日持参願うよう要請があった。
- 5) 「千里キャンドルロード2013」への資材（テント、机、椅子）の貸与願いが来ている。数量・運搬方法など確認した上で対応したい旨説明があった。

5. 今後の会議日程

第6回理事会 10月20日（日）10:00～12:00 東町会館2階集会室

以上

2013年度夏祭りを終えて

基本的には、次の協議会小川会長謝辞抜粋にもあるが、今回もあいにくの天候の中で開催されながら4000人近い住民が参加、多くの住民が楽しみにする催しであることは明らかであり、各自治会の協力で、継承し、充実させていくことが求められていると言える。

「あいにくの雨天にも関わらず、祭り当日はたくさんの方にご来場頂き…

早朝からの大雨でグラウンドでの準備が不可能なうえ、翌日の日曜日の方が天候が崩れる予報でしたので、急遽体育館とその周辺で開催する事に変更させて頂きました。

会場、通路が狭くなりましたが、東町の住人の方にはきちんとマナー、秩序を守って頂き…。大きな混乱や怪我人を出さなかったのも皆さまのおかげです。

模擬店の縮小により、子供たちが楽しみにしていたゼリーすくいや、食べ物が早い段階で売り切れになったのは非常に心苦しかったですし、こどもパレードが中止になったのも残念でしたが、今年新たに加わったバルーンアートやキャンドルカップへのお絵描きが大盛況だったのが救いです。

…大雨にも関わらずたくさんの方たちに祭りの準備、後片付けに参加して頂きました。

…改めて東町は素晴らしい町だと再認識出来ました。ありがとうございました。」

2014年度夏祭りを考える

夏祭りが多くの住民が楽しみにする催しである以上、継承し充実させる。

一方、一度決めた開催日の変更、自治会への参加呼びかけの遅れ・不足、各自治会の運営協力者にかかった負担の大きさ、事務局主体の運営体制の是非など検討すべき課題も多々あり、来年度計画検討の中で解決策を見出して行く必要がある。

1. 検討課題

2013夏祭り反省会や個別の反省報告で出た意見から解決すべき課題は次の通り。

- (1)実施時期は、お盆時期の次週末土曜日が適当か検討の上、年度内に固定したい
- (2)会場は、体育館も含めて考えるか否か、体育館を借用使用する場合の利用制限は
- (3)イベント（パレード・演奏・抽選会・盆踊り等）に対する期待の大小、要確認
- (4)模擬店（飲食・ゲーム・お化け屋敷等）に対する期待の大小、要確認
- (5)自治会の当年度役員の参加姿勢・意欲を高めるとともに、次年度に継承する仕組み
- (6)1年交替の自治会役員以外の協力者が力を発揮する。人材の発掘、継承の仕組み
- (7)運営の方法を、祭り好きのボランティアを募集し、業務を委任する形に変えていく

2. 課題検討のための自治会意見の聴取

地域の祭りの運営は本来、祭り好きの個人や団体が集まって企画立案し、地域内に祭りイベントに参加する団体（自治会等）を募集し、運営することであり、そうなった時に地域住民の満足感が最も高まることになると思われる。

そのためには、各自治会が地域の祭りを自分たちのために作っていくことにどのような意見を持っているか、困っていて改良を求めることがあるのか知る必要がある。

については、上記1の検討課題について、自治会にヒヤリングしたい。

以上

第6回まちづくり計画策定部会

日時等：2013年10月8日（火）19時～21時 コミュニティルーム A

出席者：小川部会長、十河、福岡、小笠、和田（園）、清水（博）吉山、武藤、柳原（記録）
協議会事務局山田

1. 前回会議録の確認

コミュニティの活性化につて、年を重ねるごとに自治会活動の弱体化が見られる。アプローチのしかたを変えないといけないのでは無いか、具体的な活動方針の検討をして頂きたい旨会長より挨拶があった。

2. 新千里東町の自治会・管理組合の現況調査（2011年纏め）について 配布資料を基に説明があった。

3. コミュニティ活性化における問題

上記2項の資料から浮かび上がってくる現状の問題について以下の意見があった。

- ①自治会にとり高齢化に伴い地区行事への人員派遣の負担が年々重くなってきている。
- ②自治会内では、個人の意識が強く、絆の希薄化が見られる。
- ③自治会役員会への男性の出席が少なく出てきた男性に大役が押しつけられる。時には若手女性に過剰に期待する傾向がある。
- ④建替計画が進む賃貸住宅団地（UR,3-3）では、空き家募集が中止されているため、入居者が減少し、且つ高齢化が進み、後任役員が埋まらない。
- ⑤地域の行事に協力する人と、参加するだけの人との温度差が大きい。
- ⑥地域活動が、自治協、分館、福祉委員会など諸団体が主導し、本来、主体性を持つべき自治会を核とした団地が諸団体から求められて参加する形になっているようだ。団地によっては、やらされ感があり、消極的参加になりつつあるという声も聞く。
- ⑦自治会の役員は殆どが一年任期で交代するのに対し、諸団体の役員は長年その職に就いているため経験が豊富でまちの全てを知っているため、リードしている感はある。
- ⑧地域活動への人員の派遣要請に対応できない自治会が出てくるのが想定される。
- ⑨団地ごとに、小中学生がどの程度居るか、かなり片寄りがあるのではないかと。現況調査の項目に加えて欲しい。

3. コミュニティ活性化における明るい期待

問題点が多々ある一方、今後に向けて明るい期待を持てる事もある。

- ①ガーデンヒルズで、GH プラスという会が立ち上がっている。ダディーズのガーデンヒルズ版と言ったもので、災害時の避難救出など体力の必要な活動に期待されるだけでなく、担い手の世代交代などにとっても望ましいものである。
- ②ローレルコートでは、ふれあい運動会で、小学生リレーに2チームが出場し1位と3位に入賞した。また3人4脚で1位になるなど、新住民の若い世代の力を感じた。団地内で年月をかけ育ててきた成果といえる。努力すればできることがまだある。

4. コミュニティ活性化のための課題

- ①地域活動に参加して、達成感を感じ、良かった、楽しかったと思った人が後々、活動員として残る。地域活動を知る機会を出来るだけ多くの人に与える努力が必要。
- ②自治会員に会員証を発行し、これに特典（会員証の提示により商品の割引など）を与える方法で自治会員の増加策とする方法なども検討してはどうか。
- ③団地間の普段の交流が大事。URで行われる団地祭り（11月3日）などは、他の団地でも大いに参考になる。積極的に交流し良いところをお互いに取り入れると良い。
- ④今回市に申し入れた環境整備が目に見える形で具体化すれば、今後、自分たちの発信したことが東町を作っていくという意識作りに寄与する。
- ⑤誰にとっても子どもの喜ぶ姿が一番である。子ども中心の行事には子育て中の親も参加する。子どももこれが自分たちの町になっていくという愛着を感じるようになる。
- ⑥地区児童委員、地区児童会の活動は地区により活発なところと、そうでないところがあり、片寄りがあるようだ。実態を把握し、活動が低調な地区にはサポートが必要ではないか。子どもと子育て世代をコミュニティ活性化のキーとするときに児童委員会は1つの切り口にもなるのではないか。
- ⑦実施している行事に義務感で参加することなく、無理なく、参加の喜びが味わえるよう向上させていく必要がある。
- ⑧キャンドルロードのような行事は取り上げ方によって、町の活性化に繋がるのではないか。自治会に動員を求めるという方法ではなく、各自治会でポスターの掲示などにより、カップの絵付け、当日の点火などの作業に自発的に参加いただくようなPRをしてもよいのではないか。
- ⑨東町老人クラブ連絡会では、6つの老人クラブが共同してキャンドルロードに参加を計画している。
- ⑩東丘小では、全児童（1～6年生約450名）にカップの絵付けに参加させる予定との報告があった。

5. 今後の進め方

コミュニティ活性化のテーマは地域全体を対象とした大きな課題であるので、性急に進めるべきではなく、各自治会の実情を聞き、その意見を踏まえながら、今後のまちづくり計画策定部会の中でじっくりと取り組むこととする。

従って、今回当部会で整理した（上記2～4項の）コミュニティ活性化に関する問題や、活性化するための課題を次回理事会（10月20日）で説明し、それを各自治会に持ち帰って頂き、自治会内で意見集約したものを、次々回の理事会（11月17日）の場で報告頂くことにする。

6. 次回まちづくり計画策定部会

次回部会は、上記の通り11月理事会での自治会の報告を得た上で開催することとした。
12月10日（火）コミュニティルームA 午後7時～
（11月は休会とする。）

以上

2013年10月4日

豊中市長殿

新千里東町地域自治協議会

会長 小川浩一

新千里東町の環境改善について

拝啓 日頃は新千里東町地域自治協議会の活動に種々ご高配賜り厚く御礼申し上げます。さて、当協議会は発足2年目を迎え、様々な課題への対処も、検討段階から実行段階に入りました。その1つが、公園や道路などの住民の共有場所の環境整備問題で、去る9月9日当協議会の下に、環境整備運営委員会と名付けた常設の実行部門を設置しました。当地域で、かねてより問題提起されていた環境問題について、住民対象のアンケート調査を実施し、更に、住民参加の環境町歩きで実態を確認、対策を検討し、対策案として取り纏めました。

環境整備運営委員会は、その対策案を住民向け公開説明会において説明し、そこでの反対意見も踏まえて全体意見としてとりまとめ、9月理事会に答申しました。

下記4件の課題につきまして、当協議会の理事会の承認を得ましたので、それぞれの担当部署にて早急な対応をお願い申し上げます。了

記

1：もみじ橋通りの雑木林について

豊かな自然環境の適切な保持、快適な住環境の確保、防犯上の懸念を払拭するため、雑木と竹の混成林を適切に整備する事について公開説明会で理解を得ました。その方法について様々な意見はありましたが、最終的には、行政および専門家の指導のもと、早急に増えすぎた竹の間伐、樹木の剪定、下草の除去を行うなど適切に整備するとともに、今後、当雑木林については、所有者である行政の責任において定期的に整備を実施し、良好な状態に維持管理頂くようお願いいたします。

2：あかしや橋下の交通について

去る7月に児童と自動車の接触事故がありましたが、現状では、いつまた子どもが重大な交通事故に巻き込まれてもおかしくない状態にあり、即刻安全対策を施し、新千里東町をすべての人々にとって安心・安全な町にする必要があります。

第一に、当該場所の保育所側の車道・歩道間の縁石を原状復帰し、植栽を実施し、足跡

マークを消去し、本来あるべき姿にしてください。

第二に、ローレルコートあかしや側は、人や自転車が一気に車道に出ることが出来ないように、なおかつ、一時的に車で送迎される足の不自由な方が車いすで進入できるような間隔で、また、工事車両等の通行時に取り外しやすい柵を設置してください。その際、道路標識をドライバーに見えやすいように車道側に移動させ、角地の草はこまめに刈るなど、安全な状態を維持してください。

3：てによこ広場のフェンスについて

当該フェンスは現状見栄えが悪く、高いフェンスは不要なので、適切なフェンスを設置すること、また、フェンスの内側の夾竹桃は成長が早く、視界を遮り防犯上よくない。フェンスの設置場所、高さをどうするか。その結果によって夾竹桃を伐採して他のものにするかどうか検討する。結論が出るまでは、視界を遮らないよう夾竹桃の剪定を行うことを公開説明会で議論した。

次回環境整備委員会にて検討した上で、市には改めてお願いする。

4：長谷池の藻の清掃について

長谷池の藻の除去は毎年、決まった時期に実施し、良好な環境を維持したいと考えます。新千里東町としては、あくまでも住民の自由参加の形で、市と協働で実施したいと考えています。なお、本年度の実施日程については、担当部署と相談させていただきます。

以上

環境整備に係る豊中市への要望と意見交換の結果

1. 日時等：2013年10月4日（水）10：00～11：45 場所：市役所内会議室
2. 出席者（出席部門のカッコ内はそれぞれの出席時間を示す）
 - 豊中市公園みどり推進課；高見次長・藤原係長・田中課長補佐（10：00～11：10）
 - 豊中市道路維持課；奥原主幹・藤川課長補佐（11：10～11：45）
 - 豊中市コミュニティ政策室；藤田・林・森井（10：00～11：45）
 - 協議会；小川会長・和田運営委員長・武藤・柳原・山田（10：00～11：45）
3. 説明と意見交換（以下・は当方意見、*は市の見解を記載した）

(1) もみじ橋通りの雑木林について（公園みどり推進課、10：00～11：10）

- ・早急に整備頂きたい。最低でも前回整備した5年前の状態に戻して頂きたい。今後は、このような手続きを繰り返すことなく定期的に整備して頂きたい。
- *長いおつきあいの始まりと考えている。今後は、地域自治協議会が地域全体の意向を取り纏めて市の窓口になって頂けることがはっきりしたので、市として対応し易くなった。
- *桜ヶ丘マンション敷地に明らかに越境している木については、早急に剪定などを行う。なお、時期については、今すぐ返事が出来ないので少し返事を待ってもらいたい。
- *古い竹、倒れた竹の除去などから徐々に整備する必要があると考えている。今月中には現場を確認する。
- *今後は切るだけでなく新しい苗木を補植するなどの検討も必要と考えている。
- *どの程度、竹を間伐・整備するかは、今後の検討課題と考えている。
- ・5年前の整備は、古い竹、倒れた竹の除去が主な整備内容であり、十分な整備とは思っていない。竹林は番傘をさして通れる状態が竹にも周囲の環境にも良いと昔から言われている。市と専門家がベストと考える状態に整備頂きたい。
- *整備に当たっては、風通しを良くする一方、外から覗かれるという問題も懸念されるので、どの程度伐採するかについては別途相談したい。
- ・今回の要望内容は本来あるべき状態から後退しているものをゼロレベルに戻すものに過ぎない。環境整備運営委員会は、ゼロレベルを確保した後に、楽しめる公園や道路、より快適な環境作りに取り組むために設けられた。
- ・あの林のコンセプトについて明示を求められた場合、市としてはどう対応するか。あの林だけする訳には行かないと思う。
- *個々の公園についてコンセプトを明示するつもりはない。公園については地域と市が共有し、住民と一緒に楽しめるそういう場をすることを目標としている。
- *里山の全体像のビジョンについては、ゆっくり時間を掛けて変化させていく。（東町としてのビジョンをこちら側から示す必要もあるのでは？）

(2) あかしや橋下の交通について（道路維持課、11：10～11：45）

- ・子どもの重大事故を再発させないためには要望を早急を実現頂きたい。
- *市としては予算措置、業者発注などを考慮し、年度末までに対応する予定。
- ・あの場所では重大事故が今にも発生する可能性がある。安全、便利性など様々な意見はあるが、安全が最優先、特に、経験を積んでいない子どもの危険性をこの後も見て見ぬふりをし続けてはならない。道路南側の縁石を元に戻す作業は一刻も猶予がない。直ちに対策願いたい。
- *南側の縁石を元に戻すことは比較的容易であるが、北側は、設計した後、関係先との調整もあり少し時間が掛かる見込み。（年明け1～2月）
- *予算措置以外に北側、南側の対策は、効果を考えると同時に対処することが望ましい。
- *それでは次の事故の可能性を否定できないので、南側の縁石を戻した箇所に、暫定措置として歩道面に固定する単管式の柵を設ける。（約2週間で完了の見込み。）
- *その箇所への植栽については、公園みどり課と調整する。
（植栽は小さいサイズのものになる。）
- *北側の橋下の土手部分の下草の除去についてはその都度刈り取るのか、他の方策を取るのかは検討していく。

(3) てによこ広場のフェンスについて（公園みどり推進課、10：00～11：10）

- ・既存のフェンスが見栄え悪いので、立て直して頂きたい。
- *夾竹桃については毎年1回剪定することとしている。現状も当初から見れば間引いた状態になっているが、それでもなお全体が高くなり過ぎて、子どもの遊ぶ様子に目が届きにくい状況になっている。
- *夾竹桃の剪定は今月内に行う。以降も年に1回の作業になる。
- *夾竹桃は強いこと、生育が早いことが長所で、過去植えられることが多かったが、現在は使わない樹種である。
- ・フェンスの設置位置、高さ、夾竹桃に代わる樹種などについて、次の環境整備運営委員会で議論した案を協議会で審議決定後、改めて要望を提出させて頂きたい。

(4) 長谷池の藻の清掃について（公園みどり推進課、10：00～11：10）

- *前は2月ごろに実施してきたが、本年度は寒くなる前の10月から11月にかけて実施したい、年内にスケジュール調整を行いたい。

以上

公開説明会

開催日時等 2012年9月8日(日) 新千里東町会館2階集会室 午後2時~4時30分

出席者 27名(参加者名簿参照)

和田(園)、小川、柳原、武藤、田邊、山地、福岡(鈴)、国澤、石丸、河野、足立、西田、泉、寺村、福岡、瀬尾、永井、野口、伊藤(満)、伊籐(哲)、上田浩、上田稔、玉富、清水(千)、倉垣、山田(秀)、清水(和)

1. 小川浩一自治協議会会長より挨拶。

規約33条に則り、環境整備運営委員会を地域自治協議会に構成いたしますとの宣言がなされた。

2. 続いて、委員長の立候補、推薦を求める発言があった。

3. 立候補者が無かったため、委員の互選により和田園子(東丘小PTA会長・自治協議会理事)さんが推薦され、本人が、これを了承、全会一致で委員長に選任された。

4. 和田新委員長の挨拶

ずっとこの先も住み続けていきたい東町のために、環境整備運営委員会が健全に機能していくことを望み、微力ながら努めていきたいのでみなさまの協力をお願いします。

との挨拶があった。

5. 続いて、事務局武藤、柳原両氏の紹介があった。

6. 今日の「公開説明会」の目的と主旨、環境整備運営委員会の発足に至る経緯が和田委員長より「ひがしおか」77号の記事を基に説明された。以下「ひがしおか」より抜粋

「環境観察まち歩き等の企画を通じ、東町の生活環境、自然環境の変化を調査把握し、分析・対策案の作成を行い、地域住民の意見を集約していく活動を行う。その結果をもとに市の環境担当部門と意思疎通を図り、環境整備課題の実現を目指します。」

8月度の環境改善議案として、以下の4つの提案を自治協議会の理事会に提示し承認を得た上で、市の担当部門および専門家と連携し、実行段階に移すこととし、この提案の説明を行った。今日の説明会は、提案の賛否を決するものではなく、理事会に諮るまえに多くの意見を聞き取ることが目的であることが付け加えられた。

1) もみじ橋通りの雑木林について「ひがしおか」77号より抜粋

「雑木林の適切な維持管理のために、行政および専門家の指導のもと竹の伐採、樹木の剪定、下草の除去を行います。また定期的にもみじ橋通り雑木林の維持管理が進められるよう規定することを検討します。」

この説明に関しては次の意見が交わされた。

- ・雑木林の役割は生活に密着している。

- ・地形によってもその整備の方法を分けることができる。西側部分と東側部分では似てはいるが違う、西側部分はそのまま保存して欲しい。
- ・千里中央に面した西側部分は、商業地区の騒音を緩和し夜間の照明も遮断している。またタワーマンションからのプライバシーの侵害（のぞき見）を守ることもなっている。これを大事にしたい。
- ・雑木林をどう管理していくのかは百年の計を立て、しっかりとしたコンセプトの上で進めるべきで、豊中市にはこのコンセプトがない。
- ・自然保護と住環境には適度なバランスが必要だ。人の手が入ってこそ里山を維持していくことが出来る。雑木林の維持管理について様々な意見はあるが、考えの根っこの部分では共通しているのではないか。
- ・放置された雑木林の影響で、虫が出る、洗濯物は乾かない、陽が当たらない、見通しは利かない。
- ・放置された雑木林の影響は、最寄りの住戸の生活被害だけではない。ここを通行する同じ団地の離れた建物の居住者にとっても、整備の放置により大量に増えた蚊にさされる被害が多くなった、別の団地居住者にとっても同様な声がある。
- ・木が繁りすぎて、降った雨が乾かず水が溜まり、そこに蚊が産卵し蚊の繁殖場になっている可能性がある。その為、蚊を介しての感染が心配される。
- ・5年前に豊中市が整備した形に戻して欲しい。5年間も放置しておくことが自然を守ることではない。
- ・豊中市の公園管理の方法で整備を進めて欲しい。
- ・現状は豊かな植物の環境が破壊されている。光が差し込み、風が通るようにしないといけない。
- ・現在のもみじ橋道路の桜が丘付近は竹や樹木が生い茂り薄暗く人目も届かない。防犯上からも放置できない。
- ・雑木林は放っておけば竹に駆逐されていく。現在はほとんどが竹になっている。良好な管理のもとで混成林を維持していく。豊中市は、植林をする準備もあると聞いている。
- ・竹林は番傘をさして歩ける程度が良好な環境維持といわれている。桜が丘付近の竹林は竹を減らす必要がある。
- ・千里中央の夜間照明やのぞき見の被害を防ぐため竹をこのままにしておきたいとの意見があったが、同じ建物の上層階に居住するがこれまで気になったことがない。
- ・より千里中央に近い建物に居住するがこれまで意識したことはない。

2) あかしや橋下の交通について「ひがしおか」77号より抜粋

「7月にあった自転車の車道飛び出しによる事故の再発防止のため、飛び出し防止柵の

設営、片側または両側のあしあとマークの除去、道路脇縁石の現状復帰（現在削られた状態）を検討します。」

此の説明に関しては以下の意見が交わされた。

- ・足跡マークについて、1度止まってから、道路を渡っても良いというサインにも見える適当ではない。
- ・ローレルコート前の分かれ道で、見守り隊が人を立たせ、児童が当該道路を渡らないよう指導していた、学校の対応はどうなっているのだろうか？月水金以外は放置状態になっているようだ。
- ・医者に通う車椅子の人がこの道を横切るのを利用している。横断歩道を設置できないのか。
- ・現状をどうするのが先の話。
- ・横断歩道を作れば万全なのか、事故は防げるのか。
- ・児童が当該道路を渡れないように本来の姿に戻すべき。
- ・道路を横断できないようにする。此の場所の横断歩道は危険、横断歩道設置の議論はしなくて良い。
- ・現状復帰をすると共に、標識の位置も元に戻す、以前はもっと前に出ていた。

3) てによこ広場のフェンスについて「ひがしおか」77号より抜粋

「公園の老朽化に伴い、フェンスを改修するよう豊中市公園みどり推進課と連携して進めます」

- ・現在のフェンスはあまりにも見栄えが悪い。このように高いフェンスは不要ではないか。
- ・フェンスの内側に添って植えられている夾竹桃は不要。視界を遮り防犯上も伐採した方が良い。

4) 長谷池の藻の清掃について「ひがしおか」77号より抜粋

「2014年2月に、長谷池の藻の清掃を実施するよう計画します。」

- ・自由参加で市と協働で実施する。イベント性をつけ楽しい年中行事としていきたい。
- ・住民の守備範囲と行政が成すべき事とは、ハッキリと区別すべきではないか。
(長谷池の藻の清掃に住民が参加するのは反対の意見と理解した。)
- ・長谷池を周回出来るよう竹林側に道を作って欲しい。(本日の会議では検討外)

7. 以上の4議案を本日の意見を付帯して9月の理事会に諮る事とした。

8. 次回、環境整備運営委員会日程

10月14日（月祝日）午後2時～ 東町会館

以上

第2回環境整備運営委員会

日時：2013年10月14日（月）14時～16時00分

会場：新千里東町会館2階集会室及びテニスコ広場

出席者：8名 和田（園）、武藤、楠元、西田、高野、寺村、福岡、山田（秀）

議事

環境整備運営委員会（以下、環境委員会と略す）開催に先立ち、委員長より当環境委員会の運営要領について説明があり、スムーズな議事に協力要請があった。

- ①環境委員会は運営委員の審議によって決すること、
- ②本日の環境委員会の時間は、現場点検時間も考慮し、1時間半で審議を終えることとし、運営委員は要領よく審議すること、
- ③傍聴者は委員長の許可を得て発言頂く機会を設けるが、1案件毎に1回5分以内で意見を述べること、
- ④環境委員会議事録は、要点議事録を作成し、次回委員会で報告する。議事録は協議会役員・事務局会議で点検し、成案するまでは開示しないこと、
- ⑤環境委員会参加者は、委員長の指示に従って意見を述べる事、従わない場合は、運営委員会の適正な運営を妨げるので退席頂く場合もあること

以上の説明に対し、次の要望があり、了承した。

- *「議事録は協議会役員・事務局会議で点検し、…」とあるが、「環境委員会出席運営委員で点検」として頂きたい。

議案1. 第1回環境委員会審議結果の豊中市への要望結果

（1）報告

もみじ橋通りの雑木林の整備、あかしや橋下の児童の交通安全対策、てによこ広場のフェンス設置、長谷池の藻の清掃に関して、第1回環境委員会及び理事会で審議した内容に基づき作成した市長宛要望書を関係部局に手交し説明した。説明時のやりとりは配布資料の通り。

（2）質疑応答

- *もみじ橋通りの雑木林の整備において伐採した竹の活用、例えば、竹柵が劣化しているので、撤去し代わりにするなどの活用を検討願いたい。
- *当該雑木林と桜ヶ丘メゾンシティの間には、桜ヶ丘メゾンシティが設置したフェンス、市が設置した鉄柵、竹柵があるが、鉄柵は不要ではないか。また、赤松などの大木の足元の土が崩れていて倒木の不安がある土留め対策が必要ではないか。
- *あかしや橋下の歩道部に設置した緊急措置の単管柵について、若干の不満もあるが説明して理解を得た。この場所の利用に慣れて本来の安全な通行路を知らない住民もいる、説明が必要。
- *長谷池の藻の清掃の日程を12月1日（日）、予備8日（日）10時～を候補日と決め、市に申し入れることとした。

議案 2. 第 1 回環境委員会審議で積み残しとなったテニョコ広場環境案件

議案審議を終えた後、現地を確認して別紙の通り、対処案をまとめた。理事会に報告し、承認を得た後、市に要望することとした。

議案 3. 第 2 回環境委員会審議事項

(1) こぼれび通りの千里阪急ホテル寄りのポプラの倒木対策

- ・市においてポプラ 4 本伐採することとなった。

(2) こぼれび通りのニセアカシヤの倒木対策（植替えの樹種）及び通路の段差対策

- ・植替えが必要な時期にあるが、UR の建替えを機に、こぼれび通りの南側の樹木は UR 敷地内に場所移動の上、植替えが行われる計画がある。
- ・この結果、こぼれび通りの拡幅、自転車通路の確保などの効果も期待される。
- ・以上について、UR 都市機構と UR 自治会、UR 都市機構と豊中市は合意する見込みであり、当協議会が了承すれば植え替えは計画通り進む。
- ・当協議会の窓口はこの環境委員会となるので、UR 都市機構に準備が整い次第、当方への説明を依頼することとした。
- ・この計画を待つ間にニセアカシヤの倒木リスクはある。空洞化など倒木の原因の有無を診断することが必要。これはこぼれび通りに限らず診断するべき。

(3) もみじ橋通りの東町公園側の安全対策

(4) こぼれび通りの千里阪急ホテル北側部分の自転車のスピード出過ぎ対策

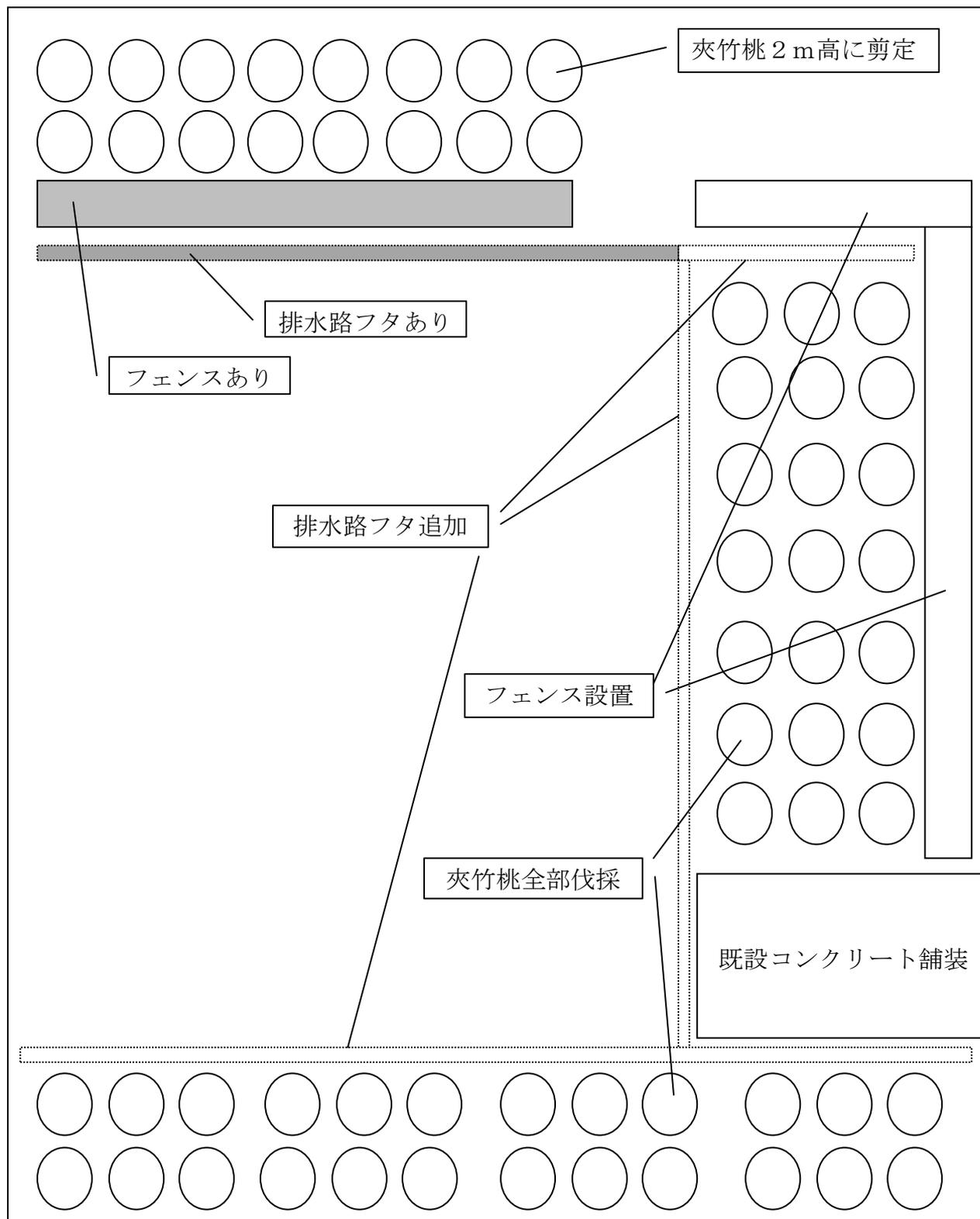
- ・他の箇所でも同じ問題はある、あくまでも自転車利用者のマナーの問題、様子を見て行くこととなった。

以上の議論を行ったが、個別案件を審議する前に、千里中央公園内の環境も含め東町全体を俯瞰して問題の大小、緊急性など吟味した上で、順次審議すべきとの意見が表明され、次回、問題点を整理することとなった。

東町全体の環境問題については、本年 2 月に実施したアンケート調査の結果をまとめた資料を活用することとなった。

次回、環境委員会日程 : 11 月 10 日（日）14 時～ 東町会館 2 階集会室

以上



1. 図の色付き部分は既存のものでOK。
2. 東側の夾竹桃を全部伐採した後は、遊び場として安全に利用できるよう整備する。
3. 南側の樹木について夾竹桃以外の樹木はそのまま残すこととする。
4. 東側のフェンス撤去時に、鉄柱を適度の高さ(20~30cm)を残し、土留め板の留め材として利用する。(三角公園を参考に)

東町交流室業務要領

1. 東町交流室の設置目的

まちの情報や知恵を有するいろいろな人が気軽に立ち寄り、まちの暮らしに関わる情報の受発信、住民同士の交流の「場」とし、また、東町諸団体が情報の受発信を行う「場」として設置します。

2. 東町交流室の担う業務

- 1) 交流 …集い、交流し、広く知り合う
 - ・団体からの配布書類の配布用ボックスの整理
 - ・地域自治協議会(以下協議会という)参加団体同士の交流
- 2) 情報発信 …知らせ、たくわえ、わかる
- 3) 相談、コーディネート …助言する、つなげる
 - ・協議会メンバーの情報発信と対応、諸団体の広報掲示と問合せ対応
 - ・住民からの意見・質問・要望などの受理と対応
- 4) 事務所 …協議会、及び諸団体の事務を行う
 - ・協議会の記録文書・広報原稿等文書の作成、書類整理、保管管理、文書等の受付・郵送・ポストイン、掲示・閲覧物の貼付と整理、印刷業務、及び印刷依頼の受付・印刷・納品・会計処理
 - ・協議会事務局スタッフの業務として、事務局メンバーの依頼事項の処理、事務所管理(鍵の保管、室内清掃・トイレ清掃)等を行う。
 - ・協議会の部会・委員会の事務局業務
 - ・諸団体の事務所(事務作業、打ち合わせ等)としての場所の提供と同作業の支援業務
- 5) 担い手発掘 …新たな出会い、新たな発見から、新たな人財の出現

4. 開館時間

- 1) 定時の開館時間(スタッフを置き開館する曜日・時間)
 - ・開館日：毎週火、水、金、土、日曜、祭日
 - ・休館日：毎週、月曜日(祭日扱いの日は火曜日)、木曜日、年末年始、盆休み
 - ・開館時間：原則として、午前 10:00～12:00、午後 2:00～4:00、延長する場合もある
- 2) 臨時の開館時間
定時の開館時間外においても必要の都度開館する。

5. 東町交流室の利用

- 1) 利用できる範囲
 - ①地域自治協議会参加団体
 - ②地域自治協議会に申し出て許可を得て利用する団体
- 2) 利用方法
 - ①1、2名前後の人が利用する場合、開館時間内は適宜利用できる。
 - ②多人数による会議等を実施するために利用する場合は、事前に申し出て、他と重複しない場合は利用できる。
 - ③利用の申込が重なる場合は、地域自治協議会事務局が調整する。

3) 利用時間の制限

- ①定時の開館時間以外も利用できるが、但し、午前 8 時以降、午後 10 時以内とする。
- ②定時の開館時間内であっても、特別の事業活動に利用するため事前に告知した時間について、その他の目的の利用を断る場合がある。事前告知期間は 1 週間以上とする。
- ③利用時間の制限内の利用であっても、周辺からその利用に対し苦情があり、苦情の内容が妥当と判断した場合は、利用を禁止することがある。

4) 利用に伴う費用の請求

- ①利用者が諸団体の会議のため使用する場合は会場使用料(電気水道代等を含む)を求めない。
- ②利用者が諸団体の専ら懇親、懇談の目的で使用する場合は、別に定める会場使用料(電気水道代等を含む)を請求する。会場使用料は東町交流室に掲示して示す。
- ③印刷その他の利用については、別に定める費用を請求する。
- ④請求する費用については、協議会事務局から利用者に対し請求書を発行する。

6. その他

- 1) 本業務要領に定めのない事項が発生した場合は、役員・事務局間で協議し定めた事に従うものとし、事後可及的速やかに業務要領に追加、修正を加えた改訂版を発行する。
- 2) 本業務要領は、2013 年より利用条件の整備を完了次第運用を開始する。

以上

参考

4) 利用に伴う費用の請求

- ②の専ら懇親、懇談の目的で使用する場合は別に定める会場使用料(電気水道代等を含む)は、2 時間につき 500 円とする。